

宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）改定版（最終案）の概要

食品ロス削減推進計画
ごみ処理長期広域化・集約化計画

1 計画の基本的事項（第1章）

(1) 計画改定の趣旨

- ▶ 令和4年4月にプラスチック製品の設計から廃棄物処理までにかかわるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進する「**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）**」が施行。
- ▶ 令和6年8月に閣議決定された国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、資源を効率的に循環させながら**環境保全と経済成長の両立を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行**が世界的な潮流であり、**国家戦略として位置付け**られた。
- ▶ 現行計画（令和3年3月策定）の策定から5年が経過したことから中間評価を行うとともに、これら社会情勢等を踏まえたより実行性のある計画とするため改定を行うもの。

(2) 計画期間

令和3～12年度までの**10か年計画**

(3) 改定の方向性

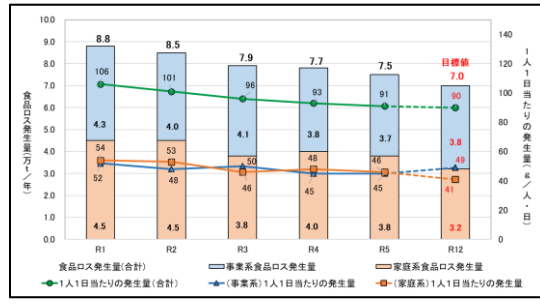
- ▶ **循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進**に関する事項を**基本理念として追加**。
- ▶ 循環型社会推進計画に掲げる一般廃棄物の目標を達成するためには、発生抑制（リデュース）や将来の人口減少を見据えた一般廃棄物の適正処理体制の確保を一層進める必要があることから、**これまで個別に策定していた「食ロス削減推進計画」と「ごみ処理広域化・集約化計画」を本計画に統合し、相乗効果を高めた施策を展開**。
- ▶ 食ロス削減推進計画は、現行計画（令和4年3月策定）の策定から4年が経過したことから**中間評価を行うとともに、国の施策や社会情勢等を踏まえた実効性のある計画とする**ため改定を行う。
- ▶ 現状や社会情勢を踏まえて、**計画の目標値を修正**する。
- ▶ **今後5年間で重点的に取り組む分野を「施策の方向性（4つの柱）」として位置付け**。
- ▶ **各主体に期待される役割と取組事例を追加**し、より実効性が高まる内容に改善。

(4) 計画の位置付け

- ▶ 循環型社会形成推進基本法第32条に基づく「**循環型社会形成推進地域計画**」
- ▶ 廃棄物処理法第5条の5に基づく「**県廃棄物処理計画**」及び「**県ごみ処理長期広域化・集約化計画**」
- ▶ 食品ロス削減推進法第12条第1項に基づく「**県食品ロス削減推進計画**」
- ▶ 宮城県環境基本計画の「個別計画」

(3) 食品ロス

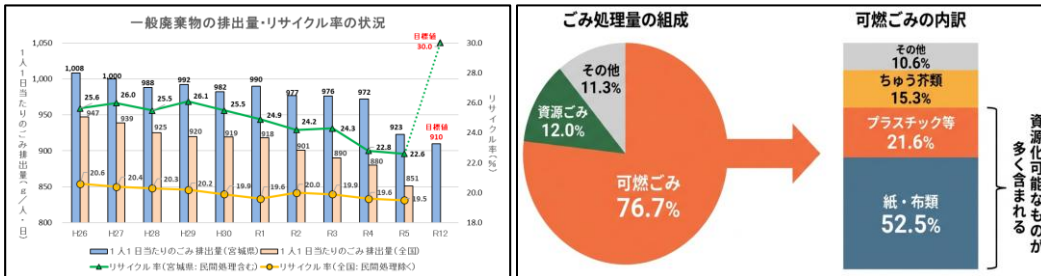
- ▶ 県内では年間約7.5万tの食品ロスが発生していると推計され、県民1人当たりで換算すると毎日約91gの食品を廃棄している。
- ▶ 家庭系食品ロス量削減には、日常生活で役立つ実践的な知識の普及や、それらを継続的に行うための動機付けが重要となる。
- ▶ 事業系食品ロス量は、食品関連事業者の努力により一定の削減効果が出ているが、リサイクルやフードバンクへの寄附促進など更なる取組が不可欠である。



2 循環型社会の形成に向けた現状と課題（第2章）

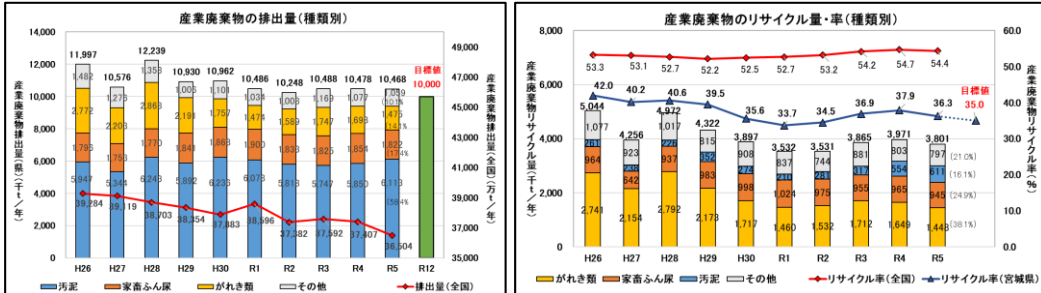
(1) 一般廃棄物

- ▶ **1人1日当たりのごみ排出量は、順調に減少しているものの、依然として全国水準に到達していない。**
- ▶ ペーパーレス化の進展や瓶商品の減少等により、リサイクル率が高い「古紙」や「ガラス類」の資源回収量が減少した結果、**リサイクル率が基準年よりも後退している。**
- ▶ 可燃ごみに混入する紙類やプラスチック等の**資源ごみの分別徹底**、家庭での**食品ロスの削減等の発生抑制**、**市町村等による焼却残さの資源化の検討**などの取組が必要。



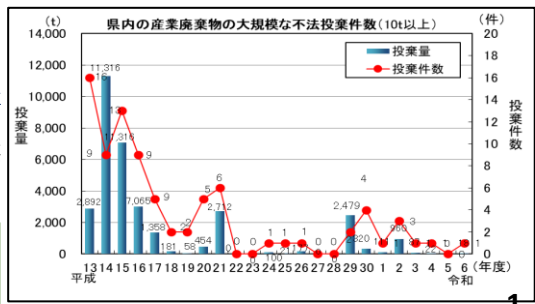
(2) 産業廃棄物

- ▶ **排出量は横ばいで推移し、リサイクル率は前倒して目標を達成。**
- ▶ リサイクル率が全国水準よりも低いのは、リサイクル率が低い「汚泥」の排出量が多いことによるもの。
- ▶ 今後は、**排出抑制や再資源化の高度化**に加え、将来の大量廃棄が見込まれる**太陽光パネル等への対応体制の構築**など、環境負荷低減に向けた取組が必要。



(4) 適正処理の推進

- ▶ 監視体制の強化により、**大規模な不法投案件数は減少**傾向が継続。
- ▶ 引き続き、ドローン等を活用した監視の継続に加え、激甚化する**災害に備えた災害廃棄物処理体制の強化**が必要。
- ▶ 人口減少を見据えて、一般廃棄物の適正処理体制の確保に向けた**ごみ処理施設の広域化・集約化の検討**が必要。



(1) 基本理念と施策の方向性

【みやぎが目指す循環型社会の将来像】

- 全ての主体が「循環経済への移行」を意識し、資源がライフサイクル全体で循環するための取組を行っている社会
- 循環資源の活用と廃棄物の適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られている社会

【基本理念】

- 循環経済への移行で築くみやぎの持続可能な未来

【施策の方向性（4つの柱）】

- 上記を実現するために重点的に取り組む施策の方向性として、以下の『4つの柱』を定める。

【柱1】

循環経済
(サーキュラーエコノミー)
の推進

- ・持続可能な経済社会に向けた循環型ビジネスの普及促進
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の3R推進
- ・地域における廃棄物等の循環利用
- ・廃棄物・リサイクル産業の振興

など7項目

【柱2】

プラスチック資源
循環の推進

- ・プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進
- ・ワンウェイプラスチックの使用削減
- ・使用済みプラスチックの再資源化
- ・市町村等のプラスチックごみ分別収集・再商品化の支援

など5項目

【柱3】

食品ロスの
削減推進

- ・教育及び学習の振興、普及啓発
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・未利用食品の利活用の支援

など4項目

【柱4】

廃棄物の
適正処理

- ・新たな公共関与最終処分場の整備に向けた取組
- ・不法投棄防止対策及び適正処理の推進
- ・大規模災害への対応
- ・ごみ処理の広域化・集約化に向けた方針

など5項目

(2) 計画の目標値

- 見直し後の新目標値（令和12年度）は、令和5年度実績値と現行の目標値を比較し、既に目標達成したものは上方修正し、未達成のものは据え置く。取組の充実・強化により、新目標値の達成を目指す。

ア 一般廃棄物に関する目標値

- 事業系ごみの1人1日当たりの排出量について、目標値を285gから260g以下へ上方修正する。
- 上記に伴い、生活系ごみも含めた全体の1人1日当たりのごみ排出量についても、910gから885g以下へ上方修正する。

目標項目（単位）		実績値 R5年度	現目標値 R12年度	新目標値 R12年度
一般 廃 棄 物	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	923	910	885以下
	うち生活系ごみ	645	625	625以下
	うち事業系ごみ	278	285	260以下
	リサイクル率(%)	22.6	30.0	30.0以上
	最終処分率(%)	11.3	10.5	10.5以下

イ 産業廃棄物に関する目標値

- リサイクル率について、目標値を35.0%から36.5%以上へ上方修正する。

目標項目（単位）		実績値 R5年度	現目標値 R12年度	新目標値 R12年度
産 業 廃 棄 物	排出量（千t/年）	10,468	10,000	10,000以下
	リサイクル率(%)	36.3	35.0	36.5以上
	最終処分率(%)	1.3	1.0	1.0以下

ウ 食品ロス削減推進に関する目標値

- 事業系食品ロス発生量について、目標値を3.8万tから3.5万t以下へ上方修正する。
- 上記に伴い、1人1日当たりの食品ロス発生量についても90gから85g以下へ上方修正する。

目標項目（単位）		実績値 R5年度	現目標値 R12年度	新目標値 R12年度
食 品 ロ ス	食品ロス発生量（万t/年）	7.5	7.0	6.7以下
	うち家庭系	3.8	3.2	3.2以下
	うち事業系	3.7	3.8	3.5以下
	1人1日当たりの食品ロス 発生量（g/人・日）	91	90	85以下
	うち家庭系	46	41	41以下
	うち事業系	45	49	44以下

(1) 基本理念と施策の方向性

【みやぎが目指す循環型社会の将来像】

- 全ての主体が「循環経済への移行」を意識し、資源がライフサイクル全体で循環するための取組を行っている社会
- 循環資源の活用と廃棄物の適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られている社会

【基本理念】

- 循環経済への移行で築くみやぎの持続可能な未来

【施策の方向性（4つの柱）】

- 上記を実現するために重点的に取り組む施策の方向性として、以下の『4つの柱』を設定する。

【柱1】循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

【柱3】食品ロスの削減推進

【柱2】プラスチック資源循環の推進

【柱4】廃棄物の適正処理

(2) 計画の目標値

- 見直し後の新目標値（令和12年度）は、令和5年度実績値と現行の目標値を比較し、既に目標達成したものは上方修正し、未達成のものは据え置く。取組の充実・強化により、新目標値の達成を目指す。

目標項目（単位）		実績値 R5年度	現目標値 R12年度	新目標値 R12年度
一般廃棄物	1人1日当たりのごみ排出（g/人・日）	923	910	885以下
	うち生活系ごみ	645	625	625以下
	うち事業系ごみ	278	285	260以下
	リサイクル率（%）	22.6	30.0	30.0以上
	最終処分率（%）	11.3	10.5	10.5以下
産業廃棄物	排出量（千t/年）	10,468	10,000	10,000以下
	リサイクル率（%）	36.3	35.0	36.5以上
	最終処分率（%）	1.3	1.0	1.0以下
食品ロス	食品ロス発生量（万t/年）	7.5	7.0	6.7以下
	うち家庭系	3.8	3.2	3.2以下
	うち事業系	3.7	3.8	3.5以下
	1人1日当たりの食品ロス発生量（g/人・日）	91	90	85以下
	うち家庭系	46	41	41以下
	うち事業系	45	49	44以下

(3) 進行管理指標

- 本計画の目標値のほかに、施策の方向性（4つの柱）の進行状況を把握するため、**11項目の新たな「進行管理指標」を設定**。
- 当該指標の目標値は、現行計画の取組の達成状況や県の現状、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」の考え方を踏まえて設定する。

進行管理指標項目（単位）		最新 実績値 （年度）	現目標値 R12年度	新目標値 R12年度
柱1 循環経済 の推進	入口側の循環利用率（%）	16.2 (R4)	16.2 (R4)	19.0以上
	出口側の循環利用率（%）	37.5 (R4)	37.5 (R4)	38.0以上
	1人1日当たりごみ焼却量 (g/人・日)	721 (R5)	721 (R5)	690以下
柱2 プラスチック 資源循環 の推進	一般廃棄物プラスチックの リサイクル率（%）	26.8 (R5)	26.8 (R5)	30.0以上
	産業廃棄物プラスチックの リサイクル率（%）	70.9 (R5)	70.9 (R5)	72.0以上
	一般廃棄物における製品プラ 分別回収に取り組む市町村数 (市町)	16 (R6)	-	19市町
柱3 食品ロスの 削減推進	未利用食品の利活用量 (t/年)	542 (R6)	-	410以上
	1人1日当たりの焼却ごみ中の ちゅう芥類量（g/人・日）	115 (R5)	-	90以下
柱4 廃棄物の 適正処理	県内の10t以上の不法投棄件 数及び量（仙台市含む） (件, t)	1, 18 (R6)	-	0件, 0t
	家電不法投棄の台数（台）	481 (R5)	-	0
	災害廃棄物処理計画策定済 市町村数（市町村）	28 (R6)	28 (R6)	35市町村 (100%)

4 施策の方向性（4つの柱）の具体的取組（第4章）

食品ロス削減推進計画

ごみ処理長期広域化・集約化計画

【柱1】循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進（第1節）

取組項目	継続する主要な取組と新規・拡充する取組
(1) 循環型ビジネスの普及促進	- 産学官連携による研究会を通じた地域資源循環モデルの構築【継続】 - 環境配慮設計に取り組む事業者への支援【新規】 - リユース・シェアリング等の「CEコマース」の普及促進【新規】
(2) 一般廃棄物の3R推進	- 事業者と市町村が連携したリサイクルの推進【新規】 - みやぎ環境交付金を活用した市町村への財政支援の強化【組替】
(3) 産業廃棄物の3R推進	- 事業者の3R整備導入・技術開発支援【継続】 - 太陽光パネルリサイクル処理推進に向けた体制構築支援【新規】
(4) 各種リサイクル制度の推進	家電・建設・容器包装・自動車等の各種リサイクル制度の周知指導【継続】
(5) 地域における廃棄物等の循環利用	- 流域下水道事業で発生する下水汚泥の肥料化検討【拡充】 - みやぎらしい地域の特性を生かした食品廃棄物等の循環利用【継続】
(6) 廃棄物・リサイクル産業の振興	- センシングやAI等高度な再資源化技術に取り組む事業者への支援【継続】 - グリーン製品の販売促進支援、廃棄物処理施設への理解促進【継続】
(7) 環境教育の推進等による人材育成、情報発信の充実	- 環境出前講座、教育研究機関と連携した環境教育【継続】 - 高校や企業、団体と連携した地域の核となる人材育成【継続】

【柱2】プラスチック資源循環の推進（第2節）

取組項目	継続する主要な取組と新規・拡充する取組
(1) 環境配慮設計・製造の推進	- 産学官連携による研究会を通じた地域資源循環モデルの構築【継続】（再掲） - 環境配慮設計に取り組む事業者の支援【新規】（再掲）
(2) ワンウェイプラの使用削減	マイボトル等の利用定着の啓発【継続】
(3) 使用済みプラの再資源化の推進	使用済みプラの品質や性状に応じたリサイクル・エネルギー利用の促進【継続】
(4) 市町村によるプラごみ分別収集・再商品化の支援	セミナー等の開催を通じた市町村への先進事例等の情報提供【継続】
(5) 県民・事業者への働きかけ	インセンティブや体験型の啓発イベントの開催を通じたプラごみ問題の理解促進と行動変容の働きかけ【組替】

【柱3】食品ロスの削減推進（第3節）

取組項目	継続する主要な取組と新規・拡充する取組
(1) 教育及び学習の振興、普及啓発	- 家庭での食品ロス削減に向けた情報発信【継続】 - 学校や地域等における食育活動の支援【継続】
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	- 食ロス削減協力店の登録促進【継続】 - 未利用の農林水産物等を活用した商品開発支援【継続】
(3) 未利用食品の利活用の支援	- 県内実施場所等の情報発信、フードドライブの実施【継続】 - 規格外・災害備蓄食品を収集する仕組み構築とマッチング支援【新規】 - 県機関での食品廃棄物の活用に向けた試験研究【継続】
(4) 市町村による食品ロス削減の取組支援	みやぎ環境交付金を活用した市町村への財政支援の強化【組替】（再掲）

【柱4】廃棄物の適正処理（第4節）

取組項目	継続する主要な取組と新規・拡充する取組
(1) 新たな公共関与最終処分場の整備に向けた取組等	- 新最終処分場の整備支援【継続】 - 周辺的生活環境保全への配慮【継続】
(2) 不法投棄防止対策の推進	産廃Gメン等の巡回監視、ICTを活用した監視・指導の実施【継続】
(3) 適正処理の推進	- 海岸漂着物の回収・流出防止【継続】 - 使用済み太陽光パネルの適正処理推進【継続】
(4) 大規模災害への対応	- 図上演習等による人材育成、市町村計画策定支援【継続】 - 官民連携の受援体制構築【拡充】
(5) ごみ処理広域化・集約化	- 広域化・集約化ブロック区割りの設定【新規】 - 広域化・集約化に向けた市町村取組支援、協議の場の設定【新規】

5 計画の推進のために（第5章）

【各主体に期待される役割】

- 本計画が目指す「循環経済への移行」を実現するためには、県民、事業者、市町村、県などの各主体がそれぞれの役割と責任を認識し、連携して行動することが不可欠。各主体に期待される役割は右表のとおり。

【進行管理】

- 毎年度の目標達成状況や取組状況を点検し、宮城県環境白書やホームページ等で公表する。

実施主体	期待される役割
県民	循環型のライフスタイルの実践、適切なごみの分別排出、食品ロス削減、環境意識の向上 等
事業者	循環ビジネスへの転換（環境配慮設計・CEコマースの実践）、排出事業者責任の徹底 等
市町村	安定的・効率的な一般廃棄物処理体制の構築・維持、プラスチックの分別収集の推進、普及啓発 等
県	上記主体の取組を推進するコーディネーターとしての支援、広域的調整、適正処理への監視指導 等

(1) 計画の趣旨

- 県では、ごみ焼却に伴って発生するダイオキシン類の削減、ごみ処理コストの縮減等を図るため、平成11年3月に「宮城県ごみ処理広域化計画」を策定。
 - 市町村や一部事務組合において、ごみ処理施設の集約・統廃合が進められてきた。
- 令和6年3月環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、新たに「ごみ処理長期広域化・集約化計画」を策定。
 - 県循環型社会形成推進計画に統合。安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築に向けて取組を進める。
- 本計画は、将来にわたり持続可能なごみ処理体制を確保するため、長期的な視点に立ち、市町村等によるごみ処理の広域化・集約化に関する基本的な方向性を示すもの。
 - 一般廃棄物の処理は市町村の自治事務。広域化・集約化の具体的な内容及び実施の可否は、各市町村等の判断に委ねられるものであり、社会情勢や市町村等の検討状況などを踏まえ、柔軟に見直し。

(2) 施策の方向性と取組

ア 広域化・集約化ブロック区割りの設定

- 将来における人口及びごみ排出量の予測結果や地域の実情等を踏まえ、7ブロックの区割りとする。
- 将来的な3～4ブロックへの再編も視野に入れつつ、適宜、新たな枠組み等を設定する。
- 当該ブロック区割りは固定的なものではなく、市町村等の施設整備状況や検討の進捗、関係自治体間の協議結果等を踏まえ、柔軟に見直す。

イ 市町村の取組支援

- 広域化・集約化に向けた情報共有・意見交換の場を設定し、広域的なごみ処理体制の確立に向けた市町村等間の調整・進捗状況の把握に努める。
- 市町村の取組状況に応じた循環型社会形成推進交付金活用への助言、申請への対応を行う。
- 災害時等における自治体間の相互応援体制の構築を推進する。

ウ ごみ処理広域化・集約化に係る協議

- 現状の広域化状況を踏まえたブロック区割りや、ブロック内の施設整備の方向性に係る議論については、必要に応じて、圏域毎又は全県単位の意見交換・検討の場を設けることで実施する。
- 広域化・集約化に係る技術的又は専門的な知見を得るため、県は必要に応じて環境省や有識者に対し意見交換・検討の場へのオブザーバー参加を要請する。
- 施設の更新時期の違いにより、直ちに集約化が困難な場合もあることから、既存施設の相互活用や延命化等を含む段階的な対応、民間委託等についても協議の対象とし、関係市町村等の意向を確認しながら議論を深める。
- 協議に当たっては、各地域の実情や課題、地理的条件などの物理的制約やコストを十分に考慮し、市町村等の主体的な判断を尊重しながら検討を進める。

広域ブロック区割図



本県のブロック区割り

ブロック名	市町村
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
名取・亶理	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
仙台・富谷	仙台市、富谷市
宮城・黒川	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町、大和町、大郷町、大衡村
大崎・栗原	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
石巻	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼・登米	気仙沼市、登米市、南三陸町